**債務名義に基づく財産開示手続の流れ**

**⑤財産開示期日**

**③財産開示実施決定**

**④財産開示期日・**

**財産目録提出期限の**

**指定，告知**

**②財産開示手続申立て**

**①債務名義**

**審　査**

**確定後**

　財産開示手続とは，勝訴判決等を得た債権者が，債務者の財産に関する情報を取得できるようにするための手続です。この手続は，強制執行を実施しても完全な弁済を得ることができなかった場合や，知っている債務者の財産に強制執行を実施しても，完全な弁済を得ることができない見込みである場合に申立てることができます。裁判所が，財産開示が相当であると判断した場合，財産開示期日において，債務者（開示義務者）に宣誓させた上，その財産を陳述させることとなります。